

静岡県告示第530号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による質量計の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき告示する。

なお、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、平成29年9月11日から平成29年9月20日までの間に実施する。

平成29年6月27日

静岡県知事 川勝平太

1 定期検査日程

検査区域 森町

検査期日	検査時間	検査場所
8月1日（火）	午後1時～午後3時	三倉総合センター
8月2日（水）	午前10時～午後4時	森町役場
8月3日（木）	午前10時～午後4時	森町役場
8月4日（金）	午前10時～午後3時	森町役場

検査区域 袋井市

検査期日	検査時間	検査場所
8月21日（月）	午前10時30分～午後3時	袋井市役所浅羽支所
8月22日（火）	午前10時30分～午後3時	袋井市役所浅羽支所
8月23日（水）	午前10時30分～午後3時	袋井市役所浅羽支所
8月24日（木）	午前10時～午後3時	袋井市役所
8月25日（金）	午前10時30分～午後3時	三川公民館
8月28日（月）	午前10時～午後3時	袋井市役所
8月29日（火）	午前10時30分～午後3時	山名公民館
8月30日（水）	午前10時～正午	袋井西公民館
	午後1時～午後3時	袋井南・中央公民館
8月31日（木）	午前10時～午後3時	袋井北公民館
9月1日（金）	午前10時30分～午後3時	今井公民館
9月4日（月）	午前10時30分～午後3時	袋井市役所浅羽支所

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号のうち自重計を除いたもの）で取引又は証明に使用するもの。

3 定期検査実施機関

静岡県指定定期検査機関 一般社団法人静岡県計量協会